



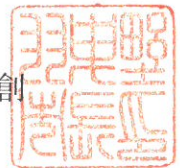
羽曳野市告示第 99 号

羽曳野市営駐車場使用料収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、羽曳野市営駐車場使用料収納事務を下記の者に委託したので、同条第 2 項及び羽曳野市財務規則（平成 5 年羽曳野市規則第 24 号）第 40 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

羽曳野市長 山入端 創



1. 古市駅東駐車場

(1) 委託した者の住所、氏名

大阪市福島区福島 3 丁目 14 番 24 号

オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 近畿支店長 辻本 一司

(2) 委託した事務の範囲

羽曳野市営駐車場使用料収納事務

(3) 委託した期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 収納の方法

羽曳野市が指定する方法

(5) 履行場所

羽曳野市古市 1 丁目 41 番 1 号